

## 中小企業向け省エネルギー設備等導入支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

中小企業向け省エネルギー設備等導入支援業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### 3 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。広島県におけるCO2排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の73.9%と最も大きな割合を占めており、対策が急務となっている。

その中でも、自主的な取組みの遅れが懸念される中小企業に対しては、大多数が抱えている初期コスト負担やノウハウ不足等の懸念を払しょくするため、専門家等による個別の伴走支援が有効である。

本業務においては、県内中小企業のCO2削減を目指し、支援対象事業者の現状や課題に基づいた適切な設備投資計画の作成等を行ったうえで、国等の補助制度の積極活用を促すため、社内の合意形成支援、資金に関する助言や補助金申請手続の支援などを通じて、省エネ設備投資等まで伴走する。また、伴走支援により先行事例を創出し、県内事業者へ省エネ設備投資等の取組を横展開することで、CO2排出削減を効果的に進めることを目的としている。

### 4 業務スケジュール（案）

	R 5									R 6		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30社選定	➡											
課題整理	➡											
アプローチ 手法整理			➡									
補助金 申請支援				➡								
業務報告											➡	

※具体的には、提案に基づき、別途受託者と協議のうえ決定する。

### 5 業務内容

#### (1) 支援事業者の選定

ア 次の条件に合うよう伴走支援する事業者候補リスト（40社）を作成すること。

(ア) 中小企業（中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に準じる）であること

(イ) 県内に事業所を有していること

※本業務において設備等の導入支援を行う事業所は県内事業所とする。

## イ 30社の選定

上記候補者リストより、県と協議のうえ、30社を選定する。

## (2) 支援事業者カルテの作成

伴走支援を行うにあたり、事業者の特徴や課題を可視化することを目的としたカルテを作成すること。当該カルテは事業を通じて事業者に行った支援や支援による成果を随時情報として更新すること。

なお、当該カルテ作成において、次の項目は必須とする。

- ア 事業者情報（所在地、業種、従業員数等）
- イ 事業者のCO2排出状況
- ウ 排出削減に向けた課題
- エ 課題解決に向けた効果的なアプローチ案
- オ エと親和性の高い支援制度
- カ 当該事業を通じて行った事業者支援の内容等
- キ CO2排出削減効果
- ク 設備投資による費用対効果（※見込でも可）

## (3) 伴走支援

### ア 設備投資計画書等の作成

CO2排出削減につながるよう、課題と対策を整理し、今後の補助金活用も視野に入れた設備投資計画書等を作成すること

### イ 補助制度活用の促進

事業者の課題解決に向けてマッチする補助金等について整理し、事業者に提案すること。また、補助制度活用時には、事業者の申請に関するサポート・相談対応等を行うこと。

### ウ 伴走支援内容の報告

事業者に対して実施した支援については、事業者カルテに随時更新すること。

## (4) 支援実績の業務報告書作成

### ア 事例集の作成

伴走支援を通じて、効果的なCO2排出削減につながった優良事例について、事例をまとめた報告書（事例集）を作成すること。

当該事例集の作成にあたっては、県内の他事業者が取組を参考にできるよう工夫すること。

### イ 進捗状況の報告（7月以降）

毎月の支援スケジュールを前月末までに報告し、当月に実施した支援内容については、事業者カルテにより県に報告すること。

### ウ 伴走支援の効果検証

本業務を通じて、伴走支援による効果検証を実施し、より効果的な伴走支援の手法を提案すること。

## (5) アンケート調査

伴走支援を実施した 30 社に対し、満足度や意識変化を把握するためのアンケートを実施すること。

なお、アンケート項目については、県と協議のうえ、決定すること。

(6) その他

上記(1)～(5)に付随する業務

(7) 連絡体制

土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者と連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

(8) 実績報告書の提出及び委託料の額の確定

ア 業務が完了したときは、速やかに任意様式による「事業実績報告書」を県に提出すること。

イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。

ウ 受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

6 留意事項

(1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。

(2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。

(3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。

(4) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。

(5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 作成する事例集において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。

(7) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。

(8) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受

注者はその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。

- (9) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。